

記載例
(普通徴収)

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※個人番号又は法人番号は令和7年1月1日以降に給与の支払を受けなくなった者に係る届出のみ記入してください。

[illegible]

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を											
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法 人 番 号											月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属													
	フリガナ												氏 名													
	氏名又は名称												電 話	内線（ ）												
														受 給 者 番 号											右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)												

2. 一括徴収の場合			左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
理由	 右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	
		徴収予定日 月 日	徴収予定額 （上記（ウ）と同額） 円

理由	3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
	2 右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

御注意

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の欄の枠内に「1」と記載するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています